

岡山県公報		発行 岡山県		目次
				
保安林の指定の解除		担当課（室）		目次
【告示】		担当課（室）		
〃		治山課		目次
〃		〃		
〃		〃		目次
〃		〃		
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧		水産課		目次
【教育委員会】		教育委員会		
〃 岡山県教育委員会規則で定める申請書等の押印の義務付けの廃止に関する規則（県例規集登載）				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次

◎岡山県告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和三年一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市倉敷ハイツ七四五の四、加須山字油山九九九の四、字丸山一〇一一の八一から一〇一一の八三まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

令和3年1月12日 岡山県公報 第12259号

◎岡山県告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和三年一月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除に係る保安林の所在場所
倉敷市加須山字油山九九九の三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

令和3年1月12日 岡山県公報 第12259号

◎岡山県告示第十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和三年一月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

浅口市鴨方町六条院東字鴻之巣一八二一の四、一八二一の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

令和3年1月12日 岡山県公報 第12259号

◎岡山県告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和三年一月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市下津井字魔王谷一四四九の九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

備前市日生町日生一七三九―五

橋本 実

備前市日生町日生三三五八

山口 和也

二 加入区

日生

三 漁船損害等補償法第一百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

日生町漁業協同組合

四 縦覧期間

令和三年一月十二日から同年一月二十六日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

一 発起人の住所及び氏名

浅口市寄島町一二二〇二―三

大室 欣久

浅口市寄島町三三二二―七

松崎 憲治

二 加入区

寄島

三 漁船損害等補償法第一百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

寄島町漁業協同組合

四 縦覧期間

令和三年一月十二日から同年一月二十六日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

一	発起人の住所及び氏名	
	笠岡市高島四七二〇―三	山本 健三
	笠岡市高島五一四二―二	広瀬 宣久
二	加入区	
	神島	
三	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	
	笠岡市漁業協同組合	
四	縦覧期間	
	令和三年一月十二日から同月二十六日まで	
五	縦覧場所	
	岡山県農林水産部水産課	

◎岡山県教育委員会規則第一号

岡山県教育委員会規則で定める申請書等の押印の義務付けの廃止に関する規則を次のように定める。

令和三年一月十二日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会規則で定める申請書等の押印の義務付けの廃止に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、岡山県教育委員会規則で定める申請書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）について、押印の義務付けを廃止することにより、行政手続の簡素化を図り、もって県民の負担を軽減することを目的とする。

（押印の義務付けの廃止）

第二条 岡山県教育委員会規則で定める申請書等のうち、岡山県教育委員会が別に定めるものについては、当該岡山県教育委員会規則の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。